

# 仙台市高速鉄道副駅名広告募集要項

## 1. 趣旨

仙台市交通局では、地下鉄施設を有効活用した広告事業による収入を確保し、安定的な事業運営を図るとともに、地下鉄をご利用いただくお客さまの利便性を向上させながら、駅周辺のランドマークと駅を結びつけることで、地下鉄に親しみを感じていただけるよう、地下鉄の駅名に付随する副駅名の広告販売を実施するものです。

## 2. 対象駅

仙台市高速鉄道の仙台駅を除く南北線及び東西線の全駅とします。

なお、既に仙台市交通局で副駅名を付している駅については、既存副駅名に追加する形での販売となります。（募集対象駅及び既存副駅名の一覧は別紙1「募集対象駅一覧」のとおり。）

既存広告主の継続状況については令和元年12月2日（月）以降12月9日（月）以前に公表するものとします。

## 3. 販売数量・期間

(1) 1駅あたり1広告主とします。

(2) 広告期間は5年間とします、今回の募集は南北線、東西線とも令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

なお、広告物は令和2年4月1日（水）より順次設置作業を行い、令和2年4月10日（金）までに設置を完了するものとします。

(3) 広告期間終了後は、広告主が広告期間の短縮及び広告料金の減額を希望しない場合は、優先的に広告を継続することができることとします。

継続の意思の確認に関しては、令和7年度の募集の前に行うものとします。

なお、広告主が上記優先継続を行わない場合のほか、広告主が上記優先継続を希望した場合でも、経済情勢の変化等により、広告料金が適正価格から乖離していると判断した場合は、再募集を実施します。

## 4. 広告主の資格要件

(1) 広告主の資格要件

旅客の案内誘導における分かりやすさ等を考慮し、駅周辺のランドマークと認められる建物、店舗等（以下「施設」という。）で、以下の要件を満たすこととします。

- ① 地理的目標として一般に認知されていること。（各駅の出口案内に表示されている等）
- ② 当該駅（ホーム中心点）から半径500m以内に施設の全部又は一部が所在していること。
- ③ 複数の駅から半径500m以内に所在している施設については、施設の中心点から最も近い駅に申し込むこと。なお、仙台駅が最も近い駅となる施設は、他の駅に副駅名広告を申し込むことはできません。

(2) 規制業種又は事業者

以下の業種等の施設は、副駅名の対象外とします。

- ① 消費者金融及び公営ギャンブルの事業者（関連事業者を含む）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定される事業者
- ③ 政党、政治団体及びこれに準じる団体であると認められるもの

- ④ 宗教，宗教団体及びこれに準じる団体であると認められるもの  
ただし，歴史的建造物，文化財の類で社会一般的に広く受け入れられているものは可とする。
  - ⑤ 悪質商法等で摘発もしくは行政処分を受け，または受ける可能性が認められるもの
  - ⑥ 暴力団，暴力団員，暴力団関係者，またはこれらとの関係を有していると認められるもの
  - ⑦ 交通事業者
- (3) その他，副駅名の対象外とするもの
- ① その他，仙台市交通局広告取扱規程及び仙台市交通局広告掲出審査基準等に基づき，副駅名とすることに支障があると判断されるもの。
  - ② 申し込み時において，市税及び消費税等の滞納がある事業者の施設。

## 5. 広告内容

### (1) 表示等の場所及び数量

別紙2「副駅名広告表示内容一覧」等のおおりに，駅構内に設置されている駅名標及び車内案内放送にて，施設の名称を「(副駅名施設)前」と表示・放送(以下「表示等」という。)することを基本内容とします。

なお，東西線においては，駅構内に設置されている停車駅案内標での表示も行います。

### (2) 名称の表示等に関する制限

- ① 書体及び文字サイズ，文字数等は，別紙2「副駅名広告表示内容一覧」等のおおりにとします。
- ② 施設及び施設を所有する企業等を表すもので，文字に併記する単色ロゴタイプの使用は，旅客の案内誘導に支障がないと認められる範囲で可能とします。
- ③ 施設の通称等も，ランドマークとして認知されていると認められる場合は可とします。
- ④ その他，交通局による事前意匠審査の承認を受けることとします。

## 6. 申込受付期間

既存広告主の継続申込期間は令和元年11月7日(木)から令和元年11月30日(土)までとします。

新規広告主の申込期間は令和元年12月9日(月)から令和2年1月17日(金)17時00分までとします。

## 7. 申込方法

仙台市交通局指定広告取次人(別紙3一覧)を通じ，以下の書類を提出のうえ，仙台市交通局総務部経営企画課まで申し込みください。なお，申込書類については返却いたしません。

### ○新規の広告主の申込の場合

- (1) 副駅名広告申込書(別紙4様式1)
- (2) 法人登記事項全部証明書(現在事項証明書)
- (3) 会社概要(任意様式)
- (4) 納税に関する証明書
  - ① 仙台市の発行する全税目の納税証明書(「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書。発行日が申込日から3ヶ月以内のものに限る。)
  - ② 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(発行日が申込日から3ヶ月以内のものに限る。)
- (5) 「仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱」に基づく誓約書(別紙5様式2)
- (6) ロゴタイプデザイン(任意様式，表示を希望する場合のみ)

○継続の広告主の申込の場合

(1) 仙台市高速鉄道副駅名広告取扱契約書の更新申込書(別紙6様式3)

※ロゴデザインに変更がある場合はロゴデザイン

## 8. 広告料金及び選定方法

### (1) 最低制限価格

駅所在地の周辺状況等を勘案のうえ各駅を区分し、次表のとおり駅毎に最低制限価格(非公開)を設定します。

区分	路線名・駅名	
	南北線	東西線
Aランク	勾当台公園, 広瀬通	青葉通一番町, 宮城野通
Bランク	泉中央, 長町南	—
Cランク	八乙女, 黒松, 旭ヶ丘, 台原, 北仙台, 北四番丁, 五橋, 愛宕橋, 河原町, 長町一丁目, 長町, 富沢	八木山動物公園, 青葉山, 川内, 国際センター, 大町西公園, 連坊, 薬師堂, 卸町, 六丁の目, 荒井

### (2) 選定方法

広告主の資格要件等を審査のうえ、認められかつ最低制限価格を上回ったもののなかから、広告料金及びランドマーク性を総合的に評価したうえで決定することとします。

### (3) 評価基準

項目	配点比率
広告料金	2分の1
施設規模や一般的な認知度などによるランドマーク性	2分の1

## 9. 費用負担等

### (1) 申し込み及び広告物の作製

本募集の申し込みに係る費用及び広告物の作製に係る費用は、別途、広告料金以外に全て申込者の負担とします。

### (2) 費用負担

駅名標の清掃は、年に2回程度仙台市交通局が行いますが、それ以外の清掃及び広告物が破損した場合の補修等の費用は、全て広告主の負担とします。

### (3) 現状回復

広告を終了するときは、広告主が費用負担のうえ、現状に回復することとします。

### (4) 更新費用

広告を継続するときは、広告主が費用負担のうえ、広告物の更新を行うこととします。  
更新の必要な広告物は車内案内放送および東西線の停車駅案内標です。

## 10. その他

(1) 申込受付期間終了後の申込取消はできません。

(2) 業務上やむを得ない事情により、広告の表示等の場所及び数量を変更することがあります。

(3) 選定を受けた広告主が、本要項に定める資格要件を満たさなくなったときは、広告主の選定を取り消すことがあります。

## 11. 問い合わせ先

仙台市交通局 総務部 経営企画課 営業推進係

〔所在地〕 〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

〔電話〕 022-712-8312 (直通) 〔FAX〕 022-224-5506

〔担当〕 田中、竹内

または、各仙台市交通局指定広告取次人までお問い合わせください。